## 大和高田市立中学校部活動指導員配置要領

(目的)

第1条 この要領は、大和高田市立中学校に部活動指導員(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員をいう。以下「指導員」という。)を配置することにより、部活動の円滑な運営と、教職員の「働き方改革」の実現を図ることを目的とする。

(職務)

- **第2条** 指導員は、中学校の部活動の指導方針、指導計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)である部活動(以下「部活動」という。)において、大和高田市立中学校の校長(以下「校長」という。)の指導・監督の下に、次に掲げる職務を行うことができる。
- (1) 技術指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識及び技能の指導
- (3) 学校外での活動(大会、練習試合等)の引率
- (4) 用具及び施設の点検並びに管理
- (5) 部活動の管理運営(会計管理等を含む。)
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間、月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認めるもの
- 2 校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる。
- 3 校長は、指導員のみを部活動の顧問とする場合は、当該部活動を担当する教員等を指 定し、第1項第6号から第8号までに掲げる職務を命じるものとする。
- 4 指導員は、部活動の顧問である教員等や前項の部活動を担当する教員等と、日常的に 指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行い、連携を十 分に図ることとする。

(身分)

第3条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(要件)

- **第4条** 指導員は、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当する者の中から大和高田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任用する。
- (1) 次に掲げるいずれかの要件を満たす者

イ教員免許状を有する者

- 口過去に教員免許状を有し、中学校(義務教育学校を含む。)での勤務経歴のある者
- ハ学校教育又は社会教育において児童生徒を対象とした指導経験を有する者
- ニ公益財団法人日本体育協会又は当該運動種目の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者
- ホ当該部活動・種目の技術指導に堪能である者
- (2) 指導員としての適格性があると校長が認める者

(任用手続)

(任期)

- 第5条 校長は指導員を必要とするときは、部活動指導員配置申請書(第1号様式)を教育委員会に提出するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、指導員の配置の可否を決定し、部活動指導員配置決定通知書(第2号様式)により大和高田市立中学校に通知するものとする。
- **第6条** 指導員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中で任用された者については、任用した日からその日が属する年度の末日までとする。

(勤務日及び勤務時間)

- 第7条 指導員の勤務は、平日及び大和高田市立学校の管理運営に関する規則(昭和57年教育委員会規則第4号)第3条に規定する休業日とする。
- 2 指導員の勤務日及び勤務時間の割振りは、校長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第8条 指導員の報酬及び費用弁償は、会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定 に関する規則(令和2年3月19日規則第9号)の規定によるものとする。

(公務災害の補償)

第9条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)に基づき補償する。

(服務)

第10条 指導員は、その職務を遂行するに当たり、校長の監督を受け、その職務上の命

令に従わなければならない。

- 2 指導員は、その職の信用を傷つけ、又は生徒、保護者等の信頼を失うような行為をしてはならない。
- 3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 4 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、この要領に定めるもののほか、関係法 令を遵守しなければならない。

(解職)

- **第11条** 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、 その任期中においても解職することができる。
- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障により、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと教育委員会が認めるとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 予算の減額その他教育委員会の諸事情により、指導員の任用を継続することが困難となったとき。

(勤務実績の報告)

第12条 校長は、毎月の勤務終了後、直ちに部活動指導員勤務実績報告書(第3号様式) を教育委員会に提出するものとする。

(その他)

**第13条** この要領に定めるもののほか、指導員に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。